

(証券コード6228)
2022年3月15日

株 主 各 位

岡山県浅口郡里庄町新庄金山6078番

株式会社ジェイ・イー・ティ

代表取締役
社 長 房 野 正 幸

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後5時45分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午後1時
2. 場 所 岡山県浅口郡里庄町新庄金山6078番
3. 目的事項
報告事項
1. 第13期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期(2021年1月1日から2021年12月31日まで) 計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://globaljet.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展等により感染拡大が収まりつつあり、経済活動の回復の兆しが見えるものの、米中貿易摩擦の長期化に加え、地政学的リスクの高まりや、変異株による新型コロナウイルスの感染再拡大の懸念など、依然先行きは不透明な状況が継続しております。

その中で、当社グループが属しております半導体業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大予防策の一環としてテレワーク（在宅勤務）などが推進され、パソコン、タブレット等のモバイル端末や通信機器の需要が、継続して好調に推移し、次世代通信規格「5G」は、本格的な普及期を迎え、データ通信量の急増からデータセンター向けの需要も急増しております。一方で旺盛な需要に対して車載半導体等の供給不足が表面化しております。こうした需要増加に対応すべく、ファウンドリは積極的な投資を行っており、メモリー全般でも価格上昇局面を迎え、高水準の投資が継続しております。

このような経営環境のなか、当社グループにおきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による海外への渡航規制、中国での物流の混乱等により装置の立上げに多少の影響がありましたが、中国ファウンドリ向け、韓国、中国メモリーメーカー向け洗浄装置の販売は順調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、メモリーメーカー向け装置の販売台数が前年と比べ増加したこと等により、売上高は、19,102百万円(前期比46.7%増加)と増収となりました。また、新たに開発した付加価値の高いBW3700シリーズの市場投入、現地法人の装置立上対応によるコスト削減等により、営業利益は1,852百万円(前期比103.1%増加)、経常利益は1,703百万円(前期比105.7%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,167百万円(前期比83.3%増加)と増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に取得した有形固定資産は192百万円となりました。主な設備投資につきましては、以下のとおりです。

- ・開発用デモ機の製作

(3) 資金調達状況

①当社は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、取引銀行4行とシンジケート方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	当連結会計年度 2021年12月31日
コミットメントラインの契約総額	3,000,000千円
借入実行残高	1,500,000千円
差引額	1,500,000千円

②当社は、運転資金の効率的な調達を目的として、株式会社三菱UFJ銀行とリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	当連結会計年度 2021年12月31日
リボルビング・クレジット・ファシリティの契約総額	1,000,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	700,000千円

③当社は、運転資金の効率的な調達を目的として、株式会社広島銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	当連結会計年度 2021年12月31日
コミットメントラインの契約総額	2,000,000千円
借入実行残高	1,000,000千円
差引額	1,000,000千円

④当社は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、5行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	当連結会計年度 2021年12月31日
当座貸越の契約総額	3,050,000千円
借入実行残高	1,150,000千円
差引額	1,900,000千円

(4) 対処すべき課題

当社グループの属している半導体業界では、新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンの混乱、部材調達難の影響が懸念される中、世界的な半導体不足は継続しております。次世代技術に対応した半導体の高機能化ニーズと合わせ、既存プロセスでの増産要求も継続しており、半導体への投資は積極的に推移すると予想されます。

当社グループにおいては、こうした状況に対応すべく、効率的な装置の増産体制の構築を目指し、日本国内では装置の標準化、ユニット化を進め、部材の先行手配、協力会社での装置及び部材のユニット製作の範囲を拡大しております。また、韓国においては、2020年9月に設立した株式会社ジェイ・イー・ティ韓国にて装置の増産を進め、中国においても、将来的に装置製造を行うべく、その為の手段の検討を継続しております。

また、企業の継続的な成長には、個々の社員の成長が重要と考え、将来を見据えた人材育成のために社員教育や管理者教育を充実させてまいります。

企業価値の向上を図るためには、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営が不可欠と認識し、コーポレート・ガバナンスならびにその基盤となる内部統制システムの更なる強化に向けた取組みを推し進め、より透明性の高い経営に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2018年12月31日 第10期	2019年12月31日 第11期	2020年12月31日 第12期	2021年12月31日 (当期)第13期
売 上 高	15,512,094 千円	10,787,865 千円	13,017,190 千円	19,102,114 千円
経 常 利 益	1,014,770 千円	653,204 千円	828,188 千円	1,703,569 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	791,323 千円	462,499 千円	636,840 千円	1,167,429 千円
1株当たり当期純利益	408.98 円	237.79 円	327.42 円	617.17 円
総 資 産	11,807,851 千円	11,341,232 千円	13,827,642 千円	19,763,821 千円
純 資 産	5,076,426 千円	5,497,790 千円	6,141,017 千円	7,308,886 千円
1株当たり純資産額	2,589.27 円	2,826.63 円	3,157.34 円	3,877.37 円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数によっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はZEUS CO., LTD. であり、当社株式1,850,000株（出資比率95.1%）を保有しております。

当社は、親会社または子会社等の関連当事者との取引を行うにあたっては、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定する等、当社の利益を害さないように留意しております。このことから、当社取締役会は、これらの取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
J. E. T. Semi-Con. International Taiwan, Inc.	(NTD) 1,500,000	100.0	半導体製造装置の販売及びアフターメンテナンス業務等
Oribright Shanghai Co., Ltd.	(USD) 250,000	100.0	半導体製造装置の販売及びアフターメンテナンス業務等
J. E. T. Korea Co., Ltd.	(KRW) 1,000,000,000	100.0	半導体装置の製造・販売
株式会社ジェイ・イー・ティ ィ・アグリ	(円) 49,500,000	99.95	農産物の生産、販売等

(注) 当社は、2021年8月13日開催の取締役会において、株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリを設立することを決議し、2021年10月1日に出資比率99.95%の子会社として設立いたしました。

(7) 当社グループの主要な事業内容

事業	主要製品
半導体製造装置の製造	半導体洗浄装置
フィールドサービス	国内及び海外のユーザー向け装置メンテナンス、 改造工事など
リチウムイオン電池検査装置及び 製造装置の製造	リチウムイオン電池検査装置及び製造装置
アグリ事業	ミニトマト

(8) 主要な営業所および工場

名称	所在地
本 社 工 場	岡 山 県 浅 口 郡
東 京 事 務 所	東 京 都 羽 村 市
大 阪 事 務 所	大 阪 市 中 央 区
九 州 出 張 所	大 分 県 大 分 市
笠 岡 フ ァ ーム	岡 山 県 笠 岡 市

(9) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
278名	27名増

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問および派遣社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社広島銀行	2,256 百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,008
株式会社三井住友銀行	675
株式会社みずほ銀行	380

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,780,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,885,000株（自己株式60,000株を除く。）
- (3) 株主数 8名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Z E U S C O . , L T D .	1,850,000 株	98.14 %
房 野 正 幸	9,000	0.48
平 井 洋 行	6,800	0.36
増 田 隆	5,500	0.29
H i C A P 3 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	5,000	0.27
問 田 宗 寿	4,500	0.24
小 野 保	2,500	0.13
今 井 志 郎	1,700	0.09

(注)当社は、自己株式60,000株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
房野正幸	代表取締役社長	株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ 代表取締役社長
平井洋行	専務取締役	J. E. T. Korea Co., LTD. 代表理事
増田隆	常務取締役	Oribright Shanghai Co., Ltd. 董事長 J. E. T. Semi-Con. International Taiwan, Inc. 董事長
問田宗寿	取締役	
田渕裕久	取締役	
徐基鎬	取締役	
小野保	取締役	
奥田哲也	取締役	奥田法律事務所 所長 株式会社トマト銀行 監査役
今井志郎	常勤監査役	株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ 監査役
吉川龍男	監査役	
寺尾耕治	監査役	寺尾公認会計士事務所 所長 大黒天物産株式会社 監査役

(注) 1. 取締役田渕裕久、小野保、奥田哲也各氏は、社外取締役であります。

2. 監査役吉川龍男、寺尾耕治各氏は、社外監査役であります。

3. 監査役吉川龍男氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な知識、経験を有しております。
また、監査役寺尾耕治氏は、大手監査法人での公認会計士としての経験と他社の社外監査役の実績を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする旨定款に定めております。

また、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする旨定款に定めております。

なお、当社責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

①当事業年度に係る役員報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員 数 (名)
		固定報酬	業務連動報酬	非金銭報酬等	
取締役	134,691	134,691	—	—	8
監査役	17,365	17,365	—	—	3

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 固定報酬には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金7,056千円を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、2020年9月30日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。又、当該総会終結時の取締役の員数は8名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年3月17日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。又、当該総会終結時の監査役の員数は3名であります。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会が決定する権限を有しており、2021年2月19日の取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬等は、月額報酬、賞与及び退職慰労金で構成されております。月額報酬、賞与における権限の内容及び裁量の範囲は、上記株主総会で決議された範囲内で、取締役会にて職位別に定められた基本額に所定の業績評価を加算した額を、毎月支払っております。

当事業年度における取締役の報酬等の決定は、取締役会が代表取締役社長に一任し、代表取締役社長が、上記方針に基づき個々の取締役の報酬を決定しております。尚、方針に沿って取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が、決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

退職慰労金については、株主総会で「役員退職慰労金支給規程（2017年12月取締役会〔2017年12月15日開催〕決議）」に定める一定の基準に従い支給することの決議を受けた上で、金額、時期、方法等については取締役会の決議により決定しております。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長 房野 正幸に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できる立場であると判断した為であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 田渕 裕久

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会には、14回（定時13回、臨時1回）のうち14回すべて出席し、長年にわたる銀行員としてまた企業経営者としての豊富な経験に基づき知見から、必要な発言を適宜行っております。

② 取締役 小野 保

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会には、14回（定時13回、臨時1回）のうち14回すべて出席し、長年にわたる上場企業の経営者としての豊富な経験に基づき知見から、必要な発言を適宜行っております。

③ 取締役 奥田 哲也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会には、14回（定時13回、臨時1回）のうち14回すべて出席し、上場企業の監査役としてまた、弁護士としての豊富な知見から、必要な発言を適宜行っております。

④ 監査役 吉川 龍男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会には、14回（定時13回、臨時1回）のうち14回すべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催した監査役会には13回中13回すべてに出席し、上場企業の監査役としての豊富な経験に基づく知見から、必要な発言を適宜行っております。

⑤ 監査役 寺尾 耕治

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会には、14回（定時13回、臨時1回）のうち13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催した監査役会には13回中12回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ACアーネスト監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく賠償責任の限定額は、法令が規定する額とする旨定款に定めております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由

報酬等の額：22,200千円

理由：当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務の遂行状況や報酬見積の根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

22,200千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、かつ改善の見込みがなく解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査品質、独立性等について総合的に勘案し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備およびその運用状況

【内部統制システムに関する基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針を次のとおり定めております。

当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理・法令遵守を推進するため、取締役会直属の組織として社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設けるほか、必要な社内の体制を整備する。

② 取締役および使用人が遵守すべき具体的行動基準として「コンプライアンス基本方針」や「クレド」を制定するほか、必要なガイドライン等を整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。

③ 社内及び社外の第三者機関を通報窓口とした内部通報体制を構築し、組織的または個人的な法令や定款に違反する行為、またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

④ 法令遵守の最重要事項のひとつである安全保障貿易管理について、「安全保障輸出管理規程」を制定し、「輸出管理事務局」を設置する。

⑤ 社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含めた当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を行い、問題点の把握、指摘及び改善活動を推進する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 「取締役会規程」及び「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項および社長や担当役員等に委任される事項を規定する。

② 取締役会または社長が決定する重要事項について、協議機関として「常務会」を設置し、方針の審議、ないし実行の審議を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報について、規程を整備し、適切に保存・管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループとして一貫した方針の下に、効率的かつ総合的に実施する。

② 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減および危機発生 of 未然防止に努めるため、取締役会直属の組織として社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設けて全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備する。

(5) 子会社における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役（董事・総経理）等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、重要な経営情報の当社への定期的な報告に関する規程を定めるほか、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を定期的を開催する。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受ける。

③ 子会社の取締役（董事・総経理）等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を規程により定める。また、それぞれの子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行う。

④ 子会社の取締役（董事・総経理）等および使用人の職務の執行が法令および定款

に適合することを確保するための体制を整備するため、「コンプライアンス基本方針」を、当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。同時に、子会社に対し、それぞれの所在国における法令やビジネス慣習、事業形態等を勘案した行動規範やガイドライン等の制定を求める。また、子会社の取締役（董事・総経理）等および使用人による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備することを指導する。

(6) 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制

① 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の適用法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

② 当社の各部門及び子会社は、その業務の遂行にあたり、業務分掌により牽制、モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(7) 監査役への報告に関する体制およびその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社グループの取締役等、使用人および子会社の監査役（監事）は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

② 内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。

③ 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨を規程に定め、子会社に対し、同様の規程を制定するよう指導する。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の有する求めがある場合、職務を補助すべき専任の使用人を置く。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会及びその他必要と認める重要な会議に出席する。

② 監査役は、取締役や経営陣との面談、事業場や子会社への往査を定期的に実施する。

③ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門から定期的に報告を受け、また意見交換を行う。

④ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

(1) 当社のリスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメントを効果的・総合的に行うために、リスク管理委員会を定期的に開催し、適切な対応を行っております。

(2) 当期における主な会議の開催状況

① 取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための社外取締役、社外監査役の出席状況は9頁の「4. 会社役員に関する事項 (4) 社外役員に関する事項」に記載のとおりです。

② 監査役会は13回開催され、監査役の職務遂行が実効的に行われるために、監査役会の他にも、会計監査人及び内部監査部門との相互連携を定期的に行っております。

(3) 内部監査の実施

当社における当社グループの内部監査の取り組みは、内部監査年間計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、適宜指導を行っております。

(4) 従業員教育の実施状況

当社および当社グループは、従業員による法令順守を徹底するため「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づくコンプライアンス研修を、定期的かつ継続的に行っております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現段階では当該「基本方針」及び「買収防衛策」を特に定めてはおりません。

当社は、業績のさらなる改善を図ることにより、企業価値のより一層の向上を目指しており、今後、積極的なIR活動を通じて当社の経営方針や業績等を利害関係者に対して適切かつタイムリーに伝えてまいります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、事業環境の変化に対応できる財務の健全性維持や成長投資に必要な内部留保の充実などを総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施していことを基本方針としております。

本方針に基づき2021年12月期の期末配当金につきましては、1株当たり124円とすることといたしました。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,338,743	流動負債	11,472,471
現金及び預金	4,730,327	支払手形及び買掛金	2,083,745
受取手形及び売掛金	873,878	短期借入金	3,950,000
商品及び製品	4,206,995	1年内返済予定の長期借入金	482,712
仕掛品	3,813,664	未払法人税等	501,195
原材料及び貯蔵品	2,956,864	リース債務	2,282
その他	757,013	前受金	3,249,585
固定資産	2,425,078	賞与引当金	27,386
有形固定資産	1,918,474	製品保証引当金	369,940
建物及び構築物	517,119	その他	805,623
機械装置及び運搬具	1,057,713	固定負債	982,463
土地	304,873	長期借入金	916,480
その他	38,768	リース債務	8,505
無形固定資産	42,306	役員退職慰労引当金	52,545
その他	42,306	資産除去債務	4,743
投資その他の資産	464,297	その他	189
繰延税金資産	397,946	負債合計	12,454,935
その他	66,351	(純資産の部)	
資産合計	19,763,821	株主資本	7,053,446
		資本金	571,000
		資本剰余金	558,538
		利益剰余金	6,094,727
		自己株式	△170,820
		その他の包括利益累計額	255,389
		為替換算調整勘定	255,389
		非支配株主持分	51
		純資産合計	7,308,886
		負債及び純資産合計	19,763,821

連 結 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	19,102,114
売上原価	14,675,318
売上総利益	4,426,796
販売費及び一般管理費	2,574,717
営業利益	1,852,078
営業外収益	
受取利息	5,368
補助金収入	7,034
還付消費税等	3,710
その他	1,514
	17,628
営業外費用	
支払利息	47,746
為替差損	72,708
支払手数料	45,134
その他	547
	166,137
経常利益	1,703,569
特別利益	
固定資産売却益	115
特別損失	
固定資産売却損	46
固定資産除却損	59
	106
税金等調整前当期純利益	1,703,579
法人税、住民税及び事業税	624,803
法人税等調整額	△88,653
当期純利益	1,167,429
親会社株主に帰属する当期純利益	1,167,429

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年1月1日残高	571,000	558,538	4,927,298	—	6,056,836
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	1,167,429	—	1,167,429
自己株式の取得	—	—	—	△170,820	△170,820
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,167,429	△170,820	996,609
2021年12月31日残高	571,000	558,538	6,094,727	△170,820	7,053,446

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産 合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2021年1月1日残高	84,180	84,180	—	6,141,017
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	1,167,429
自己株式の取得	—	—	—	△170,820
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	171,208	171,208	51	171,259
連結会計年度中の変動額合計	171,208	171,208	51	1,167,869
2021年12月31日残高	255,389	255,389	51	7,308,886

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

J. E. T. Semi-Con. International Taiwan, Inc. (協裕国際科技股份有限公司)

Oribright Shanghai Co., Ltd. (欧利白科技(上海)有限公司)

J. E. T. Korea Co., Ltd.

株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ

(連結範囲の変更)

当連結会計年度において、株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリを設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ取引

デリバティブ取引・・・時価法

② たな卸資産

a 商品及び製品、仕掛品

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

b 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法、在外子会社は定額法

ただし、当社は、建物(建物附属設備を除く)、機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～38年

機械装置及び運搬具 4年～8年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証期間内の発生見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「還付消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

1 たな卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
10,977,524千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

たな卸資産は、原則として、取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

また、一定の保有期間を超えるたな卸資産については、用途による分類を行った上で、販売可能性又は使用可能性を考慮し、保有期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

処分見込のたな卸資産については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

これらは、将来の需要予測及び市場状況に基づいて決定しておりますが、当社グループが参画している半導体業界は、短期的に需給バランスが崩れ市場規模が大きく変動することがあり、半導体市場の予期せぬ急激な縮小が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、たな卸資産の帳簿価額の切り下げが追加で必要となる可能性があります。

2 製品保証引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
369,940千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。

当社グループの製品は、多くの技術が統合された製品であり、予期せぬ不具合が発生した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加のアフターサービス費用の計上が必要になる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

定期預金	300,000千円
建物及び構築物	308,652千円
土地	304,873千円
計	913,525千円

短期借入金	3,300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	402,672千円
長期借入金	739,900千円
計	4,442,572千円

2. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

有形固定資産減価償却累計額	1,052,133千円
---------------	-------------

3. 役員退職慰労引当金には、執行役員退職慰労引当金1,837千円を含んでおります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,945,000	—	60,000	1,885,000

(注) 発行済株式の減少60,000株は、自己株式の取得によるものであります。

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	—	60,000	—	60,000

(注) 自己株式の増加60,000株は、自己株式の取得によるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度における配当実績に関する事項

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となる事項

- a. 配当金総額 233,740千円
- b. 1株当たり配当額 124円00銭
- c. 基準日 2021年12月31日
- d. 効力発生日 2022年3月31日

なお、配当源泉については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に短期的な預金で運用し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入によっております。営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクとその一部が為替リスクに晒されており、稟議制度に従うとともに、営業担当部門及び管理部門が定期的にモニタリングを行うことで管理しております。営業債務である買掛金は、短期に支払期日が到来するものであり、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,730,327	4,730,327	—
(2) 売掛金	873,878	873,878	—
(3) 買掛金 (※1)	(2,083,745)	(2,083,745)	—
(4) 短期借入金 (※1)	(3,950,000)	(3,950,000)	—
(5) 未払法人税等 (※1)	(501,195)	(501,195)	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定を含む) (※1)	(1,399,192)	(1,398,846)	△345
(7) リース債務 (1年以内返済予定のリース債務を含む) (※1)	(10,787)	(10,782)	△4
(8) デリバティブ取引 (※2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(189)	(189)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

イ. (1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)買掛金、(4)短期借入金、(5)未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

ロ. (6)長期借入金 (1年内返済予定を含む)

時価のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

ハ. (7)リース債務 (1年内返済予定を含む)

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

ニ. (8)デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,877円37銭
1株当たり当期純利益 617円17銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,013,491	流動負債	11,639,117
現金及び預金	3,595,916	買掛金	2,354,125
売掛金	724,188	短期借入金	3,950,000
製品	4,211,169	1年内返済予定の長期借入金	482,712
仕掛品	3,740,454	前受金	3,249,585
原材料及び貯蔵品	2,854,324	賞与引当金	27,386
関係会社短期貸付金	194,400	製品保証引当金	320,093
その他	693,039	その他	1,255,214
固定資産	2,713,490	固定負債	982,463
有形固定資産	1,893,202	長期借入金	916,480
建物	367,289	役員退職慰労引当金	52,545
機械及び装置	1,042,292	資産除去債務	4,743
土地	304,873	その他	8,694
その他	178,746	負債合計	12,621,581
無形固定資産	32,103	(純資産の部)	
その他	32,103	株主資本	6,105,400
投資その他の資産	788,184	資本金	571,000
関係会社株式	195,708	資本剰余金	556,250
関係会社出資金	41,150	資本準備金	556,250
繰延税金資産	528,637	利益剰余金	5,148,970
その他	22,689	その他利益剰余金	5,148,970
資産合計	18,726,982	特別償却準備金	1,618
		繰越利益剰余金	5,147,351
		自己株式	△170,820
		純資産合計	6,105,400
		負債・純資産合計	18,726,982

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,643,894
売 上 原 価		14,547,561
売 上 総 利 益		4,096,333
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,585,744
営 業 利 益		1,510,589
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,865	
そ の 他	1,513	3,379
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47,746	
為 替 差 損	20,080	
支 払 手 数 料	45,134	
そ の 他	0	112,962
経 常 利 益		1,401,005
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	115	115
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	46	46
税 引 前 当 期 純 利 益		1,401,075
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	553,463	
法 人 税 等 調 整 額	△132,351	421,112
当 期 純 利 益		979,962

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2021年1月1日残高	571,000	556,250	556,250
事業年度中の変動額			
特別償却準備金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2021年12月31日残高	571,000	556,250	556,250

(単位：千円)

	株主資本					
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	純資産合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
	特別償却準備金	繰越利益剰余金				
2021年1月1日残高	3,237	4,165,770	4,169,007	—	5,296,257	5,296,257
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩	△1,618	1,618	—	—	—	—
当期純利益	—	979,962	979,962	—	979,962	979,962
自己株式の取得	—	—	—	△170,820	△170,820	△170,820
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△1,618	981,581	979,962	△170,820	809,142	809,142
2021年12月31日残高	1,618	5,147,351	5,148,970	△170,820	6,105,400	6,105,400

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式 …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準 …… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

製品、仕掛品 …… 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 …… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）、機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～38年

機械及び装置 4～8年

無形固定資産 …… 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を期間に基づいて計上しております。

(2) 製品保証引当金 …… 製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証期間内の発生見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金 …… 役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法 …… 税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

1 たな卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

10,805,948千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1 連結注記表 会計上の見積りに関する注記 1 たな卸資産の評価 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

2 製品保証引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

320,093千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「1 連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2 製品保証引当金 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

定 期 預 金	300,000千円
建 物	308,652千円
土 地	304,873千円
計	913,525千円

短 期 借 入 金	3,300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	402,672千円
長 期 借 入 金	739,900千円
計	4,442,572千円

2. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

有形固定資産減価償却累計額	1,040,145千円
---------------	-------------

3. 関係会社に対する金銭債権債務は、次の通りであります。

短 期 金 銭 債 権	373,735千円
短 期 金 銭 債 務	911,614千円

4. 役員退職慰労引当金には執行役員退職慰労金1,837千円を含んでおります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売 上 高	443,545千円
売 上 原 価	2,569,292千円
販売費及び一般管理費	695,023千円
営業取引以外の取引高	1,776千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当連事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,945,000	—	60,000	1,885,000

(注) 発行済株式の減少60,000株は、自己株式の取得によるものであります。

2. 当事業年度末の自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	—	60,000	—	60,000

(注) 自己株式の増加60,000株は、自己株式の取得によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産	152,604	千円
減価償却超過額	91,671	千円
メンテナンス業務費	116,158	千円
未払費用	16,808	千円
未払事業税	24,452	千円
賞与引当金	8,342	千円
製品保証引当金	97,500	千円
役員退職慰労引当金	16,005	千円
その他	7,121	千円
繰延税金資産 小計	530,664	千円
評価性引当額	—	千円
繰延税金資産 合計	530,664	千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	△715	千円
その他	△1,311	千円
繰延税金負債 合計	△2,026	千円
繰延税金資産 純額	528,637	千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	ZEUS CO., LTD	被所有 直接98.1%	営業取引 役員の兼任	製品の販売	311,850	売掛金	36,391
				材料仕入等	1,600,798	買掛金	351,251
				販売手数料	263,473	その他流動 資産	68,166
				研究開発費 (注1)	61,444	その他流動 負債	179,357
				その他	5,278		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 親会社との取引条件については、独立第三者間との取引条件等を勘案して決定しております。

(注2) 取引金額に消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
子会社	J. E. T. Semi-Con. International Taiwan, Inc.	所有 直接100%	営業取引 役員の兼任	製品の販売	121,049	売掛金	41,269
				材料仕入等	73,595	買掛金	15,657
				販売手数料 (注1)	13,847	その他流動 負債	7,551
子会社	Oribright Shanghai Co., Ltd.	所有 直接100%	営業取引 役員の兼任	製品の販売	10,646	売掛金	1,336
				材料仕入等	807,450	買掛金	271,332
				販売手数料 (注1)	305,664	その他流動 資産	32,171
子会社	J. E. T. Korea Co., Ltd.	所有 直接100%	営業取引 役員の兼任	材料仕入等	87,447	買掛金	6,587
				販売手数料 (注1)	38,100	その他流動 負債	5,666
				資金の貸付 利息の受取 (注3)	194,400 1,776	関係会社短 期貸付金	194,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 親会社及び子会社との取引条件については、独立第三者間との取引条件等を勘案して決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、年賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,238円94銭
1株当たり当期純利益	518円07銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社ジェイ・イー・ティ
取締役会 御中

ACアーネスト監査法人

岡山県岡山市

代表社員 公認会計士 今岡正一 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 七川雅人 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイ・イー・ティの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・イー・ティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社ジェイ・イー・ティ
取締役会 御中

ACアーネスト監査法人

岡山県岡山市

代表社員 公認会計士 今岡正一 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 七川雅仁 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイ・イー・ティの2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ACアーネスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ACアーネスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

株式会社ジェイ・イー・ティ 監査役会
常勤監査役 今井 志郎 ⑩
社外監査役 吉川 龍男 ⑩
社外監査役 寺尾 耕治 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業環境の変化に対応できる財務の健全性維持や成長投資に必要な内部留保の充実などを総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。本方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき124円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金124円 総額 233,740,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、第2条（目的）について、現在実施していない事業目的の削除および所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業をおこなうことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業をおこなうことを目的とする。
1. 半導体設備機器の研究、開発、設計、製造、販売	(現行どおり)
<u>2. 環境衛生設備機器の研究、開発、設計、製造、販売</u>	(削 除)
<u>3. 太陽電池設備機器の研究、開発、設計、製造、販売</u>	(削 除)
<u>4. LCD設備機器の研究、開発、設計、製造、販売</u>	(削 除)
<u>5. 産業用バルブの設計、製造、販売</u>	(削 除)
<u>6. 産業用機械の研究、開発、設計、製造、販売</u>	<u>2. 産業用機械、部品の研究、開発、設計、製造、販売</u>
<u>7. 中古産業用機械の販売</u>	<u>3. 中古産業用機械、部品の販売</u>
<u>8. 化学薬品の販売</u>	<u>4. (現行どおり)</u>
<u>9. 農業</u>	<u>5. (現行どおり)</u>
<u>10. 前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>6. (現行どおり)</u>
第3条～第14条 (条文省略)	第3条～第14条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示と
みなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新 設)

第16条～第43条 (省 略)
(新 設)

(削 除)

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条～第43条 (現行どおり)

(附則)

- 1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上